

新潟市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 3 月 29 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

新潟市水道局管理規程第 2 号

新潟市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市水道局事務専決規程（平成 19 年新潟市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）の表 3 の項中「不服申立て,」を削り, 別表第 1（2）の表 12 の項中「新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」を「新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年新潟市条例第 28 号)第 2 条第 2 号の規定又は新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に改める。

別表第 2（2）総務課の表 2 の項第 2 号中ケをサとし, 同号クの次に次のように加える。

ケ 復職調整及び職務復帰後の給与を決定すること。	○	
コ 職員の退職手当に関する認定又は裁定をし, 及び支給を決定すること。		○

別表第 2（2）総務課の表 2 の項第 5 号を削る。

附 則

この規程は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。